

瀬戸内国際建築デザインコンペティション 2025 (以下「本コンペ」という。) 応募規約

事前によくお読みいただきから御応募ください。

本応募要項において、「応募作品」とは、本コンペに応募いただいたすべての作品をいい、「入賞作品」とは、応募作品のうち、一次審査を通過し、最優秀賞、優秀賞又は審査員特別賞を受賞したすべての作品をいいます。

1. 応募作品に関する注意点

以下の内容を含まないこと。

- ・法令に違反するもの
- ・暴力的・差別的・卑わいな表現を含むもの、犯罪を助長するもの又は公序良俗に反するもの
- ・個人・企業・団体など他者の名誉・信用を毀損するもの又は他者の肖像権若しくはプライバシーを侵害するもの
- ・第三者の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害するもの
- ・特定の企業の取組や商品などの宣伝又は政治・宗教等特定のイデオロギーの宣伝若しくは勧誘と認められるもの ※
- ・他のコンペ等へ提出された作品と同一内容と認められるもの
- ・その他本コンペの趣旨に照らしてふさわしくない表現を含むもの

※ 応募作品に特定の事業者の商号、特定の商品・サービスの商標や標章が含まれる場合には、この規定に該当する可能性があります。

※ 応募作品の著作権等の取扱いについては、「3. 著作権等について」をお読みください。

2. 個人情報の取扱いについて

- ① 応募に伴う個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に従って株式会社ヤマホン（以下「当社」という。）で適正に管理し、本コンペ以外に使用することはありません。
- ② 応募者は、当社が応募者に関する次の情報について、本コンペに関する連絡のため、必要な保護措置を講じた上で利用することに同意するものとします。
(ア) 応募者が当社に提供する氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス
(イ) その他本コンペに関し応募者が当社に提供した情報に含まれる個人情報
- ③ 主催者から応募者に対し、審査の過程又は入賞作品の実現化に関する諸権利の申請等の手続きの過程で、作品に関する問合せをすることがあります。

3. 著作権等について

- ① 応募者には、以下の事項を表明し、保証いただきます。

- ・応募作品が、自身で発案したものであって、自身のみ著作権その他の知的財産権が帰属するオリジナル作品であること
- ・本コンペへの応募前に発表していないものであること

※ 第三者のブログ、サイト等から、許可なく画像等を使用することは、著作権等の権利の侵害に該当する可能性がありますので、御遠慮ください。

- ② 応募作品の著作権は、応募者に帰属します。ただし、全ての応募者は、主催者が本コンペの目的の範囲内で行う作品の撮影、模写、印刷及び広報に関する写真、情報提供その他の利用について、無期限かつ無償でこれらを許諾し、著作者人格権を行使しないことに、本コンペへの応募を以て、同意いただきます。また、作品の発表および雑誌・メディア・SNS等への掲載については、主催者が

優先的にこれらを行うことができ、第三者が応募作品を利用しようとする場合は、主催者と事前に協議頂くようお願いしております。

- ③ 本コンペは、最優秀賞を受賞した入賞作品に基づき、現実には建築を実施することを目的としています。そのため、前号にかかわらず、本コンペにおいて最優秀賞を受賞した作品の応募者は、その入賞作品について、本コンペへの応募時点で、主催者に対し、以下の内容を承諾いただきます。また、主催者が、応募者に対し、以下の内容を承諾したことを確認する等の書面作成を求めた場合、これに協力いただきます。
 - ・当該入賞作品に基づく建築の実施に際し、主催者を委託者とし、応募者を受託者とする設計業務委託契約を締結することとし、当該契約において、入賞作品等の利用に関し最低限、**別紙記載の内容**を合意すること。
 - ・別紙記載の内容の他、当該入賞作品に基づく建築の実施（その実施の可否・内容の検討を含む。）に関して、主催者又は主催者の指定する者に対しては、利用の態様・時期・地域を限定せず、必要な範囲で入賞作品の利用を許諾するものとし、また、応募者の名誉又は信用を不当に害する行為が行われる場合を除き、これらの利用に関して、当該入賞作品に関する著作権者人格権を行使しないこと。
 - ・当該入賞作品に関する意匠権（意匠権の申請、権利の保有および管理）を、主催者に譲渡すること
 - ・意匠権の譲渡の対価は、本コンペの賞金に含まれるものとし、主催者に対し、別途の対価又は対応を求めないこと。
- ④ 主催者は、最優秀賞を受賞した応募作品以外に入賞作品に関しても、これに基づく建築の実施を提案する場合があります。この場合、前号と同様の条件で、当該作品の応募者に対して、意匠権等の譲渡等を交渉することとします。
- ⑤ 応募作品に関し、応募者の責めに帰すべき事由により、第三者と紛争が生じた場合は、応募者自らの費用と責任で対応いただくものとします。
- ⑥ 入賞作品が第三者の著作権を侵害していることが明らかである等、本応募規約に関する重大な違反が発覚した場合、主催者は、発表後でも入賞を取り消すことがあります。
- ⑦ 当社は、応募作品について、著作物の性質ならびに本コンペの目的および態様に照らし必要な範囲で、事後的な改変を行うことがあり、応募者は、本コンペへの応募を以て、これに同意いただきます。

4. その他注意事項

- ① 本コンペは予告なく変更・中止することがあります。
- ② お使いの機器の機種及び使用状況、通信環境等の理由により、本コンペに応募できず、又は作品の全部又は一部が破損した場合も、主催者としては責任を負いかねます。またお使いの機器の設定等に関するお問合せに、主催者から回答・説明等はいりません。
- ③ 写真を使用する場合、あらかじめ被写体（未成年者の場合はその保護者）からその肖像の利用等について、了解を得てください。
- ④ 当社は、本応募規約について、応募者から個別に同意を得ることなく、本応募規約の内容を変更することができるものとし、変更後の本応募規約は、主催者がこれをホームページ上に公表した時点で、効力が生じるものとします。
- ⑤ 本応募規約の内容又は公序良俗に違反する行為、主催者及び他の応募者に対する誹謗中傷、不利益を与える行為など、当社が不適切と判断する行為が発覚した場合、発表後でも入賞を取り消すことがあります。
- ⑥ 提出された資料は原則として返却いたしません。必要な場合は予め控えを残すようにしてください。
- ⑦ 応募期間内であっても、作品の応募は1回までとし、一度提出した作品の差替え等は原則として認めません。
- ⑧ 最優秀賞を受賞した応募者が、作品の設計プロセスに参加するために発生する交通費は、主催者が負担することとし、その他詳細は、別途協議して定めることとします。
- ⑨ 一次審査においては、応募者に関する情報、入賞作品の選考プロセスは、外部に公開いたしません。一次審査に合格した作品について、二次審査においては、選考の様子をWeb中継等で公開するため、応募者の氏名、応募作品に関する紹介動画及び作品の外観等、審査に必要な範囲の情報が外部にも公開されることとなりますが、応募者はこれらを承諾するものとします。
- ⑩ 本コンペへの応募を以て、応募者は、本応募規約に同意したものとみなします。審査通過後、又は入賞発表後に、応募者が本応募規約の全部又は一部について、同意を撤回し、又は異議を述べた場合、主催者は、審査通過及び入賞の発表後であっても、これらを取り消すことがあります。

最優秀賞作品に基づく建築の実施における応募者との合意事項について

- ※ 本別紙は、「四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款（小規模向け）（2020年（令和2年）4月1日改正版）」を参照しつつ、本コンペの目的に照らし、これを独自に追記・変更した上で、主催者を「委託者」とし、最優秀賞を受賞した入賞作品の応募者等を「受託者」として、合意する内容を、予め定めるものです。四会連合協定の以降の改訂や約款の原文の内容にかかわらず、当該入賞作品に基づく建築の実施に際して、少なくとも以下の全規定を、その効力が有効かつ他の規定に優先する内容として合意することとします。なお、他の規定及び受託報酬等の契約条件の詳細については、主催者が提案する内容を基に、主催者と応募者が協議して決定することとします。

〔著作権の帰属〕

成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作物（著作権法第2条第1項第1号）に該当する場合（以下著作物に該当する成果物を「著作成果物」、著作物に該当する本件建築物を「本件著作建築物」という。）、その著作権（著作者人格権を含む。以下「著作権」という。）は、受託者に帰属する。

〔意匠権の登録等〕

- 1 委託者及び受託者は、本件建築物又は成果物によって表現される建築物（それぞれの部分を含む。（以下「本件建築物等」という。））について、新たに意匠登録（意匠法第3条等）を受ける権利が、全て委託者に帰属し、受託者は、委託者から事前に書面による承諾を得た場合を除き、本件建築物等の意匠登録をすることができないことを、確認する。
- 2 受託者は、本件建築物等について、自らが意匠登録をしている場合又は第三者が意匠登録をしていることを知った場合、委託者に対しその旨を書面で通知し、本件建築物等に関する意匠権を委託者に有効に帰属させるべく委託者に協力しなければならない。

〔著作物の利用、著作者人格権の制限〕

- 1 委託者は、別段の定めのない限り、次の各号に掲げるとおり著作成果物を利用することができる。この場合において、受託者は、委託者以外の第三者に次の各号に掲げる著作成果物の利用をさせてはならない。
 - ① 棟数の制限なく、著作成果物を利用して建築物を完成すること。
 - ② 本件建築物等を企画化・商品化等した上で、委託者が運営するFC事業の加盟店その他の委託者が指定する第三者に対しても著作成果物を利用させ、これに基づく建築物を建築させること
 - ③ 前二号の目的（受託者が委託者に著作成果物を交付した後の委託者の要求条件の変更、委託者が承諾した施工等の代替案（VE提案等）その他の事由により生じる一切の変更に必要な設計業務を含む。）及び本件著作建築物の増築、改築、修繕、模様替えなどのために必要な範囲で、著作成果物を複製し、又は変形、翻案、改変その他修正をすること
- 2 委託者は、本件著作建築物を次の各号に掲げるとおり利用し、又は取り壊すことができる。
 - ① 写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - ② 増築し、改築し、修繕し、又は模様替えすること。
- 3 著作者は、著作成果物又は本件著作建築物の内容を公表することができる。
- 4 受託者は、次の各号に掲げる行為をする場合、委託者の承諾を得なければならない。
 - ① 著作成果物又は本件著作建築物の内容を公表すること。
 - ② 本件著作建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

〔意匠権の利用等〕

委託者及び受託者は、設計業務において、自ら又は第三者の登録意匠（意匠法第2条第3項）を利用する場合、意匠権の取扱いについて協議しなければならない。

〔著作権・意匠権の譲渡禁止〕

- 1 受託者は、著作成果物及び著作建築物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、本件建築物等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を委託者又は委託者の指定する第三者以外の者に譲渡してはならない。ただし、委託者から事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。